

生総第252号
令和3年4月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱の制定について
街頭防犯カメラの設置については、「安全・安心まちづくり推進要綱」（令和2年10月1日付け生総第476号）に基づき推進しているところ、この度、地域住民で構成される自治組織、組合、団体等を対象に、新たに設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部に対し、補助金を交付することとしたため、別添「岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱」を制定し、令和3年5月6日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 23 条の規定に基づき、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置するために要した経費に対して補助金を交付することにより、防犯カメラの設置の促進に寄与し、もって地域住民の身近で起こる犯罪及び地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止することを目的とする。
(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内において新たに防犯カメラ（録画機能があるものに限る。）を設置する事業で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等地域住民の身近で起こる犯罪又は子供・女性に対する声掛け事案等地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止する目的で設置すること。
- (2) 特定の場所に継続的に設置し、撮影された画像のうち、道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね 2 分の 1 以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合若しくは団体（以下「自治組織等」という。）又は不特定多数の者が利用する場所において補助事業を営み若しくは営もうとする者（以下「事業者」という。）で、防犯カメラを設置することについて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 当該設置場所の所有者（当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者）の同意を得ていること。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けていること。
- (3) 補助対象者が事業者である場合にあっては、当該設置場所における自治組織等の同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 防犯カメラ（録画装置及び附属品を含む。）並びにその設

置を示すプレートの購入及び設置に要する費用（維持管理費、地代、占有料等当該防犯カメラの運営に要する費用を除く。）

(2) 補助金の額 50 万円を上限とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 本部長は、補助金の交付申請があった場合において、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 本部長は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 本部長は、補助金の交付決定をしたときには、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受ける前に、補助事業に着手してはならない。

（補助金の交付条件）

第 7 条 本部長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を補助金の交付条件として付するものとする。

(1) 岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進事業に関するガイドラインに基づき、次に掲げる事項に関する管理規程を定めること。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定

ウ 防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示

エ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理

オ 撮影された画像の利用及び提供の制限

カ 保守点検

キ 問合せ、苦情等への対応

(2) 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラを設置する補助対象者の名称を表示したプレートを設置し、周知を図ること。

- (3) 補助事業の内容の変更を行う場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を本部長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる変更の場合を除く。
 - ア 事業内容の著しい変更とならないもの（入札の結果等による補助金の額の20パーセントを超える減額を除く。）
 - イ 補助対象経費の20パーセントの範囲内の増額又は減額
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (5) 補助事業により取得した財産は、本部長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りではない。
- (6) 前号の規定により本部長の承認を受けて財産を処分したことで収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 補助事業の審査に当たっては、別表に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないことなど暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- (9) 防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の定めに従うこと。

（補助事業の変更等）

第8条 本部長は、前条第3号の申請書の提出を受けたときには、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、変更、中止又は廃止の承認を行うものとする。

- 2 本部長は、前項の承認をしたときには、事業変更・中止（廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
（実績報告等）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の2月末日（その日が県の休日に当たるときは、その日前の最初の休日でない日）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の事業実績報告書の提出に当たり、第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助対象者は、第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合において、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定したときは、速やかに、消費税等仕入控除税額報告書（別記第6号様式）に係る書類を添えて、本部長に提出するとともに、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を県に返還しなければならない。

（事業完了の確認検査）

第10条 本部長は、前条第1項の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているか確認検査を行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 本部長は、前条の確認検査の結果、設置された防犯カメラが補助事業の要件を満たしていると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

- 2 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記第8号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

（事情変更による補助金の交付決定の取消し等）

第13条 本部長は、補助金の交付決定をした場合において、変更の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 本部長は、補助対象者が別表に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 3 本部長は、前2項の規定による交付決定の取消し又は条件の変更をしたときは、補助金交付決定取消し・条件変更通知書（別記第9号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（防犯カメラ画像の提供等）

第14条 補助対象者は、補助事業の完了後、警察から犯罪捜査等への協力の依頼があった場合は、防犯カメラ画像の提供等必要な協力をしなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条、第7条、第13条関係）

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 4 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この表において「法人等」という。）
- 5 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 6 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 8 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 9 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

補助金交付申請書

岐阜県警察本部長 殿

年 月 日

補助対象者の所在地・名称 〒 ー

代表者の役職・氏名

代表者の生年月日

連絡先 TEL () ー

岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 設置の場所

3 設置の台数

_____台

4 補助金交付申請額

金 _____円

5 事業着手予定年月日

年 月 日

6 事業完了予定年月日

年 月 日

7 補助対象経費及び所要額

別紙「岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進所要額調書」のとおり

8 添付書類

別紙のとおり

岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進所要額調書

補助対象経費 (A)	消費税等 仕入控除税額 (B)	寄附金等 (C)	差引額 (A-B-C) (D)	選定額 (E)	補助金額 (F)
円	円	円	円	円 ※D×1/2	円 ※1,000円未満の端数は切捨て

- 1 「A」欄には、防犯カメラの購入・設置に要する費用の見積額の全額（消費税込額）を記入してください。
- 2 「B」欄には、消費税及び地方消費税の課税事業者が申請する場合で、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかなきに記入してください。
- 3 「C」欄には、本申請に関して寄附金等があった場合の合計額を記入してください。
- 4 「D」欄には、「A」の額から「B」及び「C」の額を控除した金額を記入してください。
- 5 「E」欄には、「D」の額に2分の1を乗じて得た額を記入してください。
- 6 「F」欄には、「E」の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

添付書類一覧

- 1 防犯カメラの購入に要する費用の見積書（写し）
- 2 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- 3 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 4 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図
- 5 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- 6 防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類
- 7 申請者が自治組織等の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 規約及び役員名簿（役員に係る住所及び生年月日が記載されたもの）
 - (2) 議事録の写し等、防犯カメラを設置することを決定したことを証する書類
- 8 申請者が事業者の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 防犯カメラを設置することにつき、自治組織等との間で、防犯カメラを設置することについての同意を得ていることを証する書面
 - (2) 法人の事業者の場合は、定款、役員名簿（役員に係る住所及び生年月日が記載されたもの）
 - (3) 個人の事業者の場合は、当該個人に係る住民票の写し等
- 9 事業概要、事業計画等の内容が分かる書類

補助金交付決定通知書

生総第 年 月 日 号

殿

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで交付申請のあった岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件

- 岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進事業に関するガイドラインに基づき、管理規程を定めること。
- 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラを設置する補助対象者の名称を表示したプレートを設置し、周知を図ること。
- 補助事業の内容の変更を行う場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を本部長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる変更の場合を除く。
ア 事業内容の著しい変更とならないもの（入札の結果等による補助金の額の20パーセントを超える減額を除く。）
イ 補助対象経費の20パーセントの範囲内の増額又は減額
- 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- 補助事業により取得した財産は、本部長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りではない。
- 前号の規定により本部長の承認を受けて財産を処分したことで収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。
- 補助事業の審査に当たっては、別表に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないことなど暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- 防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行うこと。
- 前各号に掲げるもののほか、この要綱の定めに従うこと。

別記第3号様式（第7条関係）

事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

補助対象者の 〒 ー
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL () ー

年 月 日付け生総第 号により交付決定を受けました岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金について、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり変更・中止（廃止）の承認を申請します。

記

1 変更・中止（廃止）の内容

2 変更・中止（廃止）の理由

（注）該当する項目に を付けてください。

別記第4号様式（第8条関係）

事業変更・中止（廃止）承認通知書

生総第 年 月 日 号

殿

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付け生総第 号により交付決定しました岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金については、下記のとおり事業変更・中止（廃止）を承認したので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更・中止（廃止）の内容

2 変更・中止（廃止）の理由

事業実績報告書

岐阜県警察本部長 殿

年 月 日

補助対象者の所在地・名称 〒 -

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL () -

年 月 日付け生総第 号により補助金の交付決定を受けました防犯カメラの設置について、補助事業が完了しましたので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 実績額 金 _____ 円
- 3 今回請求額 金 _____ 円
- 4 事業着手年月日 年 月 日
- 5 事業完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 防犯カメラの設置に係る金額が支払われたことを証する書類（領収書等）の写し
 - (2) 防犯カメラの設置場所の図面
 - (3) 防犯カメラ設置後の現況写真（防犯カメラ、録画装置及び設置表示プレートの写真）
 - (4) 撮影された画像写真
 - (5) 防犯カメラの管理規程等

別記第6号様式（第9条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

補助対象者の 〒 ー
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL () ー

年 月 日付け生総第 号により交付決定を受けました岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかになったので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
減額した消費税等仕入控除税額	(a) 円
確定した消費税等仕入控除税額	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

別記第7号様式（第11条関係）

補助金額確定通知書

生総第 年 月 日 号

殿

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで実績報告された岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金については、下記のとおり交付する補助金額を確定したので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 _____ 円

2 交付予定日 年 月 日 予定

別記第8号様式（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

補助対象者の 〒 ー
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL () ー

年 月 日付け生総第 号により交付決定を受けました岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金について、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求金額（補助金の確定額） 金 _____ 円

（振込口座）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店・支所 出張所
預(貯)金種別	普通 当座	その他 ()
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

補助金交付決定取消し・条件変更通知書

生総第 年 月 号
日

殿

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付け生総第 号により交付の決定をしました岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金については、下記のとおり補助金交付決定の全部取消し・一部取消し・条件変更をしましたので、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

記

1 取消し・条件変更の内容

2 取消し・条件変更の理由